

■新庁舎建設の基本理念、基本方針

庁舎等検討委員会報告書にもあるように、平成23年に策定した「広川町第4次総合計画」では、「いまこそ集い 未来へつなごう 人と笑顔とふれあいのまち 広川」をめざすべき将来像としています。

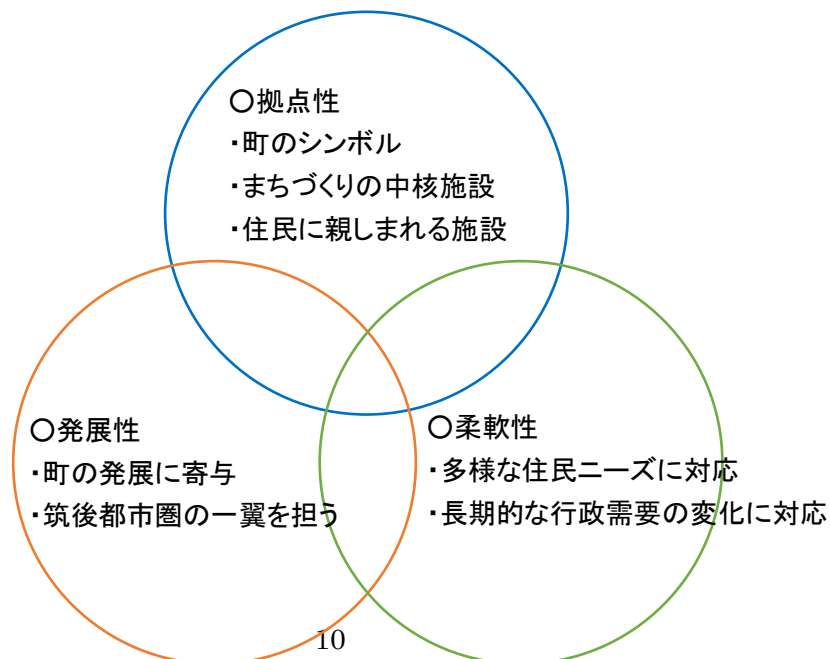
また、平成29年に福岡県が策定した「筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、現在の町役場周辺を拠点として位置づけられています。

本町はこれまで、福岡・久留米市の急激な発展の影響を受け、特に久留米都市圏の外延的拡張に伴いベッドタウン的役目を担ってきたことや広川町中核工業団地における企業立地の進展等により、国道3号線沿いを中心に都市化、宅地化が進んできました。本町では将来的な人口減少や高齢化が予測されていますが、庁舎建設にあたっては、長期的な視点をもって庁舎整備を行う必要があります。

町の中心となる庁舎については、このまちづくりの指針を果たす中心的な施設としての機能と魅力を十分に備えた、町のシンボルとなる施設が求められます。そのためには、町民に親しまれ来庁者のだれもが利用しやすい庁舎であることはもとより、まちづくりの中心的な役割を担う核施設であること、中長期的な視点から住民ニーズや行政需要の要請に応えられると共に、効率的行政運営の追及にも対応可能な庁舎整備が必要と考えます。

以上を踏まえ、新庁舎建設の基本理念を以下のとおり定めます。

「未来へつなぐ 広川のシンボル庁舎」



新庁舎建設の基本方針を以下の通り定めます。

- ① 町民への行政サービスの低下を招くことなく、町民の利便性を十分考慮し、町民にとって身近で利用しやすい庁舎
- ② 多種多様化する町民ニーズや複雑・増加する行政事務にも対処できる機能的な庁舎
- ③ 規模・機能と改築・維持管理経費のバランスを重視した経済的な庁舎
- ④ 町勢の発展を見据え、単独町としての核施設としてふさわしい庁舎
- ⑤ 災害に備えた防災拠点としての役割を果たすことのできる安全な庁舎
- ⑥ 周辺環境と調和し、だれでもが使いやすく身近に感じる魅力的な庁舎
- ⑦ 進展する情報化や高度な情報通信技術にも対応できる先進的な庁舎
- ⑧ 省エネルギーや省資源対策などの環境に配慮した自然にやさしい庁舎